

地域商店魅力向上支援事業補助金のご案内

～ にぎわい創出や魅力的な商店づくりにご活用ください ～

来客者や売上の増加につながる魅力的な商店づくりを支援するため、既存の建物を活用した新規開業や事業再構築の取り組み等に係る経費の一部を市が指定する国県補助金等に上乗せ補助します。

※補助事業の申請は、以下に記載の対象制度の採択を令和6年4月1日以降に受け、令和7年2月28日までに額の決定通知を受けたものが対象となり、予算の範囲内で交付いたしますのでご注意ください。

(1) 補助対象者

既存の建物を活用して施設改修を伴うもので原則、来店型の店舗（小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業等）を営むもの

(2) 補助対象経費及び補助率等

補助対象制度	①小規模事業者持続化補助金（国）※災害支援枠を除く ②新事業チャレンジ補助金（県） ③起業チャレンジ応援補助金（NICO）
補助率	上記制度の補助金交付確定額の10%（1,000円未満切り捨て）
補助限度額	10万円（下限 5万円）

※対象の国県等の補助制度に関するお問い合わせについては、各お問い合わせ窓口をお願いします。

※対象の制度については、募集時期や期間、内容等も異なりますので申請前に必ずご確認ください。

(3) 補助要件

- ①補助事業を適正かつ確実に実施できること
- ②市が指定する国または県等の補助金の交付決定を受けていること
- ③市税等を滞納していないこと
- ④過去5年以内に地域商店魅力向上支援事業の補助金の交付を受けていない方
- ⑤佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号または第2号に該当しない方
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営む店舗ではないこと
- ⑦宗教活動や政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む店舗でないこと

(4) 申請受付期間・提出先

◆申請受付期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）17時必着

※対象の国・県等の補助金交付額確定通知を受けた日から起算して20日以内または令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

◆提出先：佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課 産業振興係

※対象の補助制度いずれか一つの制度についてご利用いただけます。

※採択後は、商工会に加入することが条件となります。その他にも交付条件等がありますので、申請にあたっては、佐渡市ホームページに掲載されている手引きの内容を必ずご確認ください。（申請方法なども記載されています。）

【お問い合わせ】 佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課 産業振興係 TEL 0259-67-7863

(2024.4)